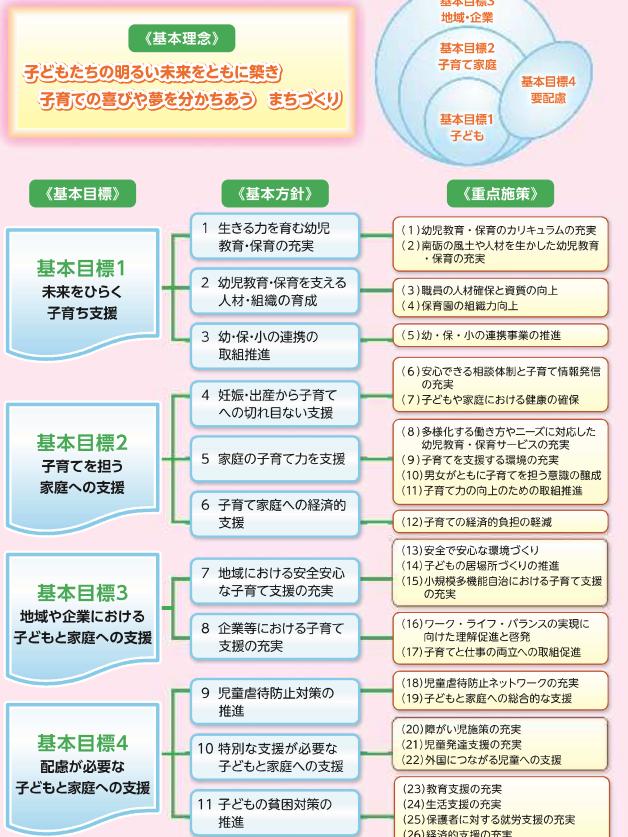


● 施策の体系



● 施策の展開

基本目標1 未来をひらく子育ち支援

基本方針1 生きる力を育む幼児教育・保育の充実

本市の「保育理念」である子どもの育ちや保護者の子育てを支援し、地域の保育環境づくりを推進します。また、本市の「保育目標」に基づいた、「はじける笑顔がいっぱいであふかな人間性をもった子どもたち」を育てます。

保育所保育指針等の「育みたい資質・能力」の柱である知識や思考力、学びに向う姿勢を培う中で、子どもの主体的な遊びや自然体験活動等を積極的に取り入れ、継続していくことで、非認知能力が育まれ、自己肯定感が高い子どもを育てています。

- 生きている力を育む幼児教育・保育の充実
- 運動能力の向上
- 子どもの体験活動の充実
- 自然体験活動等の実施
- 保育園等における食育の推進
- など

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

保育士等の職員の確保と研修・自己研鑽による資質の向上を図り、子どもの学び・遊ぶ意欲を支える環境づくりに努めるとともに、幼児教育・保育を支える資質の高い人材を育成します。

- 職員の人材確保
- 全国・県内研修への参加
- 園児の年齢に合わせた保育力の育成
- アドバイザー等による保育園の巡回指導等の実施
- 組織力の育成・向上
- 園内研修の充実
- など

基本方針3 幼・保・小の連携の取り組み推進

就学前の子どもたちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、幼・保・小の連携を図り小学校教育の基礎となる幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進します。

- 保育園と認定こども園の連携
- 保育園等での小学生等との異年齢児交流事業
- 幼児教育・保育と小学校の連携
- など

基本目標2 子育てを担う家庭への支援

基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援

妊娠中から産後までの期間は心身ともに不安定になりやすい時期です。すべての妊産婦が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

子育てをする上で気軽に相談できる相手がないなど、不安や悩みを抱えながら子育てをしている保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

- 女性・子ども相談室や子育て支援センターでの相談体制の充実と周知
- 保健センターでの子育て世代包括支援推進事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子保健各種健診事業
- など

基本方針5 家庭の子育て力を支援

保育園・認定こども園等における幼児教育・保育の提供量（受け入れ枠）を確保し、待機児童を出さないように努めます。また、多様化している子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援センターや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの機能を充実させ、顔の見えるつながりを形成することで新たな支え合いのネットワークづくりにより、保護者の負担感や不安感を軽減し、家庭の子育て力を支援します。

また、男女共同での子育て環境の実現や祖父母世代からの支援の充実に取り組みます。

- 通常及び特別保育事業の充実
- 子育て・親育ち応援事業の推進
- 中高生と乳幼児のふれあい体験
- 保護者のネットワークづくり
- 祖父母子育て講座
- など

基本方針6 子育て家庭への経済的支援

保護者が望む数の子どもを、安心して産み育てられる環境づくりを進めため、子育て家庭への経済的支援や助成の拡充を検討しています。

- 保育料の無償化・軽減
- 児童手当の支給
- 妊娠婦医療費の助成
- こども医療費の助成
- とやま子育て支援サービス普及啓発
- など



基本目標3 地域や企業における子どもと家庭への支援

基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

地域住民が子どもと子育てへの関心・理解を高め、家庭、地域、関係機関、行政が一体となって地域社会全体で子育て家庭を支える安全・安心な地域づくりが必要です。

子育ち・子育てのいい環境と子どもの安全安心の充実に向けて、地域の特性を生かしながら、保護者が地域の方々とともに協力したまちづくりを進めます。

子育て家庭と地域の交流の促進が図られ、顔の見える関係づくりを構築し、子育て中の親が孤立することなく、身近で気軽に子育ての相談ができる環境づくりを支援します。

- PTAや地域住民による通学路の防犯パトロール等の実施
- 新・放課後子ども総合プランの推進
- 児童遊具整備活動
- 子ども食堂・地域食堂などによる居場所づくりの促進
- 多世代交流事業の促進
- など

基本方針8 企業等における子育て支援の充実

子どもと子育てについては、企業や社会全体の取組みとしての理解と広がりをもって支援するべきものであり、子育てに仕事を両立にかかる負担感や子育ての不安を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を推進します。

- イクボス宣言推進事業
- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動
- なんと!やさしい子育て応援企業認定制度
- 家庭・企業・地域等への啓発活動
- など

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

基本方針9 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。子どもが生まれる前の妊娠発見から児童虐待予防の視点をもって支援をすることが必要です。また、早期発見・迅速かつ適切な対応が求められており、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止への取組を推進します。

- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 児童虐待の防止啓発普及
- 子ども家庭総合支援拠点の整備
- 児童虐待の発生防止、早期発見
- 関係各課の連携強化によるきめ細かな支援の充実
- など

基本方針10 特別な支援が必要な子どもと家庭への支援

障がいや発達に特徴がある子どもをもつ家庭など何らかの特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、状況に合わせた適切な支援を行うことにより、すべての子どもの幸せと健やかな育ちを支援します。

- 障がい児保育事業
- 医療的ケア児の支援の充実
- 発達や育児に関する個別相談会の実施
- 発達障がいに対する一貫した支援
- 特別支援教育コーディネーター配置事業
- 外国につながる子どもの支援
- など

基本方針11 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。多様かつ複合的な問題を抱え、社会的孤立に陥りがちな貧困の状況にある家庭に対し、確実に支援が届くための地域ネットワーク形成を行います。教育機会の均等な提供や居場所づくりをはじめ、家庭への経済的支援や親の就労支援の実施による自立に向けた取組を推進します。

- ひとり親家庭や生活困窮者世帯等の子どもの学習支援
- 要保護準要保護児童生徒支援事業
- 若者の自立・就労支援の実施
- ひとり親家庭の父母への自立・就業支援、医療費の助成
- など